

【4月1日始期】

加入依頼日： 年 月 日

神奈川県立高等学校PTA連合会 御中

神奈川県PTA団体傷害保険・加入依頼書

加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

＜ご加入に際して＞

・私と被保険者全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。

①別紙の被保険者名簿(兼被保険者明細書)の会員名欄(または添付の会員名簿)に記載の者が、神奈川県立高等学校・中等教育学校のPTA会員であること。

②重要事項説明書の内容

③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容

④重要事項説明書添付の裏面の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容

！★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

◆保険期間 令和8年4月1日午後4時から 令和9年4月1日午後4時まで1年間◆

PTA名(学校名)	
-----------	--

会長名	ワガナ	私は、「ご加入に際して」を確認し、保険契約者である企業・団体に対して加入を依頼します	 ※PTA角印も可
-----	-----	--	---

事務担当者	氏名	ワガナ
	住所	〒 -
	電話	()

加入方式	全員付保	or	任意付保
世帯数	全員付保の場合は、前年度(令和7年度)の会員世帯数を記入します。(※1) 世帯		任意付保の場合、保険にご加入される世帯数+教師数を記入します。別紙被保険者名簿のご提出が必要です。 世帯
補償プラン	下記、A・Bいずれかのプランをご選択ください Aプラン 1世帯200円 Bプラン 1世帯160円		下記、A・Bいずれかのプランをご選択ください Aプラン 1世帯200円 Bプラン 1世帯160円

※1 全員付保方式の場合、新年度(令和8年5月1日付)の会員世帯数に応じた保険料をお支払いいただきます。

★他の保険契約等： <input checked="" type="checkbox"/> ※1
--

※1 全員付保方式の場合、他の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して、支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。)がある場合には○をし、以下に詳細をご記入ください。

任意付保方式の場合は、別紙被保険者名簿(兼被保険者明細書)に各被保険者の記載

■他の保険契約等(※2)

具体的な内容をご記入ください。

(※2)他の保険契約とは、ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者氏名	保険会社・共済会社	保険種類	満期日 (補償の満了する日)	保険金額・支払限度額 (ご契約金額) (万円)

加入手続要領は、裏面をご確認ください

加入手続要領

必ず①と②を実施いただくよう、お願いいたします。

①本加入依頼書に必要事項をご記入・ご捺印の上、会員名簿と併せてパンフレット記載の提出締切日までに、
神奈川県立PTA連合会事務局までご送付ください。 **令和8年3月19日(木)締切**

<依頼書送付先> 〒231-0023
横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル9階

②保険料をお取りまとめの上、神奈川県立高等学校PTA連合会指定口座へお振込みください。

あわせて、会員世帯数報告書兼送金連絡書をFAXしてください。 **令和8年6月15日(月)締切**

<高P連指定口座>
横浜銀行 大口支店 (普通) 6020244
口座名義: 神奈川県立高等学校PTA連合会
(カナガワケンリツコウトウガツコウピーテイエーレンゴウカイ)
<FAX番号>
045-641-0338

注1)お振込み手数料を差し引いて保険料をお振込みください。

注2)全員付保方式で、ご加入をいただいた場合は、新年度(令和8年5月1日付)の会員世帯数に応じた保険料をお振込みください。

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

25T-001752(2026年1月)